

## 介護老人保健施設「貴布祢」について

### ■除染作業の完了について

本年6月から実施した「介護老人保健施設貴布祢」の除染作業が、7月末をもって完了しました。除染前と除染後のモニタリング測定値についてお知らせします。

- 事業概要
  - ▷施工期間 6月3日～7月31日
  - ▷施工業者 株式会社倉伸

除染前の平均値	0.31 μSv/h
除染後の平均値	0.21 μSv/h
全体低減率	32%

(測定は地上1m地点)

☎ 福島環境再生事務所浜通り北支所浪江担当  
TEL 0244(26)9912

### ■休憩所の移転について

10月1日から、一時立入休憩施設が「サンシャイン浪江」から「貴布祢」へ移転しました。

水洗トイレ、自動販売機が利用できますので、ご自由にお立ち寄りください。

- ▷開所時間 9時～16時まで
- ▷休館日 土・日・祝日

※休館日は、浪江町役場をご利用ください。

☎ 帰町準備室危機防災係 TEL 0240(34)0229

## 避難区域内の水の汚染状況検査結果

町で実施した避難区域内の水等の汚染状況検査結果をお知らせします。

区分	検査月日	採取地	検査結果
井戸水	8月8日	権現堂	不検出
		川添	不検出
		室原	不検出
河川流水	8月7日	やな場付近	不検出
底質	8月9日	やな場付近	3,690ベクレル/kg
海水	8月5日	請戸漁港	不検出

☎ 生活支援課生活安全係 TEL 0243(62)0151

## 避難区域内のゲルマニウム半導体検査結果

町が福島県に依頼し実施した避難区域内の取水場のゲルマニウム半導体検査結果をお知らせします。

区分	採取月日	採取地	検査結果
原水	8月20日	小野田取水場	不検出
		荻野取水場	不検出
		谷津田取水場	不検出
		大堀取水場	不検出

ゲルマニウム半導体検出器は、ゲルマニウムを持つ半導体（温度などの条件変化によって電気を通す率が変化する物質のこと）として性質を利用して、水や食品などに含まれる微量の放射線（γ線）を測定し、放射性物質の種類やその量を測定する分析機器です。

☎ 復旧事業課上下水道係 TEL 0240(34)0234

## 食品の放射能簡易分析結果

町では、食品中の放射性物質を測る機器を配備し、さまざまな食品等の安全安心のため放射性物質測定を実施しています。

### ■8月の分析結果（上竹倉庫受付分）

区分	検体数	検出された検体数	品名
野菜	43	0	100 ベクレル/kg以上
山菜、きのこ類	0	0	
米（新米）	0	0	
魚	3	0	
その他	5	0	
水（井戸水・湧水等）	9	0	
合計	60	0	

### ■8月の分析結果（浪江町役場本庁舎受付分）

区分	検体数	検出された検体数	品名
野菜	0	0	100 ベクレル/kg以上
山菜、きのこ類	0	0	
米（新米）	0	0	
魚	0	0	
その他	3	3	ぶどう、ゆず、ブルーベリー
水（井戸水・湧水等）	17	0	
合計	20	3	

食品衛生法における基準値（セシウム134、セシウム137の合算値）  
 ●一般食品……100ベクレル/Kg ●飲用水……10ベクレル/Kg  
 ●牛乳……50ベクレル/Kg ●乳幼児食品……50ベクレル/Kg

※浪江町内の食品は避難指示解除準備区域および居住制限区域の物は受け付けています。

食品の簡易測定は、随時受付しています。ご希望の方は、お問い合わせください。

☎ 申・問 上竹倉庫事務所 TEL 0243(23)4774

# みんなで ともに 乗り越えよう

## 東京電力(株)および国へ要望書を提出しました

町は、9月2日に東京電力(株)へ、9月5日に経済産業省資源エネルギー庁へ要望書を提出しました。

### 【要望内容】

事故収束していない東京電力福島第一原子力発電所に係る対応について

(※一部抜粋)

- 事故等が発生した場合は、速やかな情報提供をするとともに、放射性物質の飛散など周辺環境、住民に影響を及ぼす可能性がある場合は、貴社においても避難の広報や支援を実施すること。
- 原子力発電所の収束宣言以降、度重なる事故は誰の目から見ても収束とは程遠い状況にある。原子炉内の状況を把握できず、また、海や周辺への放射性物質の放出などが現時点でも継続していることは事故の収束とは言えない。よって、更なる安全安心対策を講じること。



9月2日、東京電力(株)

## なみえの

# あの店この店

☎ 復興推進課情報統計係 TEL 0243(62)4731

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、賠償問題、絆の維持など多くの課題があります。

その中で、町がどのような取り組みをしているのかをお知らせします。

## ふるさと再生課移転のお知らせ

10月1日からふるさと再生課は、町内の除染、ガレキ処理、津波被災地対策等を本格的に進めるため、本庁舎へ移転しました。

町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### ■復興再生事務所

ふるさと再生課（本庁舎）

除染対策係 TEL 0240(34)0228

除染実施計画・調整、仮置場調整、地権者同意取付 など

廃棄物対策係 TEL 0240(34)0230

ごみ処理施設、焼却炉、ガレキ処理、放射性廃棄物処理、中間貯蔵施設 など

津波被災地対策係 TEL 0240(34)0227

防災集団移転、津波被災地対策、墓地移転 など

☎ 総務課行政係 TEL 0243(62)0128 (直通)  
TEL 0243(62)0123 (代表)

ふるさとを離れ、ふるさとを思いながら避難先であらたにスタートした企業・店舗の皆さんを応援してください。

\*掲載ご希望の企業・店舗の方は、ご連絡ください\*

鈴倭人形美術館 鈴倭のり子  
〒979-2611  
福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺深町60-30  
TEL 080(5447)2042

# 浪江町の農業再生に 向けての取り組み

## 「浪江町の農業、農地を 考える会」(仮称)開催

9月7日、役場二本松事務所会議室において、第1回「浪江町の農業、農地を考える会」(仮称)が開催されました。世話人の亀田さん(牛渡)、若月さん(立野)、神長倉さん(室原)の呼びかけで、約40名の有志が集まり、農業復興に向けて活発な意見が交わされました。7月16日に開催された「浪江町地域農業再生協議会総会」において、町の農業復興に向けた取り組み方針が示されたこと



意見を交わす参加者

ろですが、この方針に対し、参加者からは、「復興組合を立ち上げ除染後の農地を保全できる仕組みを速やかにつくるべきである」という意見や、「モデル地区として一部だけでもまず草刈りをして復興の見える化を図るべきである」という意見、「作業の効率化を図る上で農地の集積が必要である」という意見など、多くの前向きな意見があげられました。

町としても、農業者の皆さまからの意見を尊重し、農業復興・農地再生に向けた取り組みを進めていきます。

## 農業者意向調査の実施

町では、記名式アンケートによる農業者意向調査を行います。

浪江町内に農地を所有されている町民の方、および浪江町内で農地を借り受けている町民の方が、調査対象となります。11月までに、調査票を皆さまの避難先住所に送付しますので、ご協力をお願いします。

## 《本調査の目的》

除染完了後および避難指示解除後における農業者の皆さま

まの農地利用等の意向を確認し、将来の浪江町の農業復興における青写真を描き、農業再生に向けた取組みを加速化させることにあり、「浪江町地域農業再生協議会総会」においても意向調査の必要性が示されたところでです。

## 除染後農地の保全管理

町民の皆さまの農地は、先祖代々長い年月をかけて作ってきたものですが、今、その大切な農地は、長期の避難生活により放置を余儀なくされているため、セイタカアワダチソウなどの雑草が生い茂り、また、ヤナギなどの樹木まで根を張り始めています。

避難指示解除準備区域および居住制限区域において、行政区ごとに、環境省による本格除染に向けた準備が進められています。本格除染の際には、農地の除草・抜根・異物除去の作業もあわせて行われる予定です。

しかし、除染が完了した後の農地については、土地所有者などの権利者が自らの責任において保全管理しなければなりません。農地は、放置しておくとなれば、自らの手で保全管理ができません。他の方に委託して保全管理することも考えていく必要があります。



長期避難により荒廃した農地  
(撮影日:3月26日、幾世橋地区)

## 「復興組合」(仮称) 設立に向けて

「復興組合」(仮称)は、町の農業再生と被災農家の経営再開のために農地の復旧作業を行う組織であり、7月16日に開催された「浪江町地域農業再生協議会総会」において設立を目指すことが示され、また、農業者の方からもその設立の必要性について多くの意見が寄せられているところです。

具体的には、浪江町に通って農地の保全作業に協力してくださる方を募って組織し、避難先が遠いなど、自らの手で農地の保全管理ができない方の農地を、当面の間「復興組合」(仮称)が権利者に代わって保全する、という仕組みを検討しています。

## 浪江町内での営農について

榎葉町や川内村などでは、このような仕組みにより、除染後の農地の保全管理が、すでに実行に移されています。「復興組合」(仮称)による保全作業の経費は、国・県の補助金から支払われます。なお、「復興組合」(仮称)に参加して保全作業に協力いただく方については、行政区や地域ごとに意見交換をしつつ募集していく方針ですが、追ってお知らせします。

町では、国・県の指示により、水稻の作付制限および一部の野菜・山菜・きのこ・畜産物の出荷制限・摂取制限がなされています。制限を受けている具体的な品目については、福島県のホームページ等に示されています。

制限を受けていない品目についても、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性があります。県が実施している生産物のモニタリング検査を受ける必要があります。また、除染が完了していない農地においては、長時間作業を行うことによる被ばくの危険性もあるほか、除染作業の妨げになるおそれもあるため、なるべく農作業は行わないようお願いいたします。